

知的財産に関する統計整備

平成 20 年 5 月 1 日

田辺孝二

1. 検討の対象

知的財産・知的資産に関する統計整備のあり方を検討する。

知的資産とは、人材、技術、組織力、顧客とのネットワーク、ブランド等の目に見えない資産のことで、企業の競争力の源泉となるもの。

2. 知的財産・知的資産に関する統計の考え方

企業が競争力を高めていく上で、知的資産の創造と活用は極めて重要な課題。

企業における知的資産の創造、活用を推進するための政策立案には、①知的資産の創造活動、②知的資産の保有状況、③知的資産の活用状況を把握し、これら活動を関連付けて分析する必要がある。

特許等の知的財産の創造活動は研究開発であり、研究開発関係の統計に密接に関係している。また、企業の人材（人的資産）の創造活動の一つとして、教育・研修活動がある。

3. 知的財産・知的資産に関する統計等の現状

「知的財産活動調査」（経済産業省、承認統計）

企業等の知的財産活動の実態を把握し、知的財産政策の企画立案・検証を行うにあたっての基礎資料の提供、企業等における知的財産活動の強化に資することを目的に、平成 14 年度から特許庁が実施。

「特許データベース」（業務情報）

特許庁保有の企業等の工業所有権に関するデータ。

「科学技術研究調査」（総務省、指定統計）

科学技術に関する研究活動の状態を調査し、科学技術振興に必要な基礎資料を得ることを目的とした調査。企業、大学、公的機関等の研究関係従業者数、研究費、有形固定資産の減価償却費、外部へ支出した研究費、外部から受け入れた研究費、国際技術交流の対価等を調査。

「我が国の研究活動の実態に関する調査報告」（文部科学省、承認統計）

我が国の研究活動の実態を把握するため、毎年度、研究者に対し特定のテーマに関する意識調査を行い、科学技術政策の立案、推進に資することを目的として

いる（昭和 63 年度から毎年度実施）。

「企業活動基本調査」（経済産業省、指定統計）

技術（特許権、実用新案権等）の所有及び取引状況、研究開発費、研究者数等。

3. 知的財産・知的資産に関する統計の課題

① 知的財産活動調査の回収率の向上

回収率の向上を図るため、調査票の改善など引き続き努力が必要。

知的財産活動調査は企業のライセンス活動など企業戦略に関する情報を収集するものであり、調査実務を民間企業に外部委託していることが回収率に影響していることが考えられ、外部委託のあり方を検討する必要がある。

② 知的財産に関する統計間の連携

知的財産活動調査、特許データベース、科学技術研究調査、企業活動基本調査等の情報を関連付けて分析するためには、対象企業の対応付け、使用する産業分類の調整などの面で連携、調整が必要である。

③ 人的資産への投資に関する統計整備

企業における能力開発（教育・研修）は、人的資産への投資というべき活動であり、設備投資や研究開発と同様に重要な活動であり、政策的に能力開発投資の「見える化」を図るため、能力開発に係る投資額を把握する統計の整備が必要と考えられる。

投資額としては、教育・研修に関する直接的な費用とともに、教育・研修に従業員が参加する機会費用を含む必要がある。